

下呂市告示第2号

下呂市農業振興地域整備計画を変更しようとするので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案を次により縦覧に供する。

当該農用地利用計画の変更案に係る農用区域内にある土地所有者、その他土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、平成31年2月25日の翌日から起算して15日以内に市長にこれを申し出ることができる。

平成31年1月22日

下呂市長 服部 秀洋

1 農用地利用計画の変更案の縦覧期間

自 平成31年1月25日

至 平成31年2月25日

2 農用地利用計画の変更案の縦覧場所

下呂市役所 農林部 農務課（下呂総合庁舎内）

下呂市萩原町羽根 2605 番地 1